



業務委託基本契約書

(ユニリタグループが受託側)

No.

_____ (以下「甲」といいます) と _____ (以下「乙」といいます) とは、以下の契約 (以下「基本契約」といいます) を締結します。

第1章 総 則

第1条 (契約の目的)

1. 甲は、本契約に定めるところにより、甲のコンピュータ・ソフトウェアの開発もしくは技術支援作業に関する個別契約記載の業務 (以下あわせて「委託業務」といいます) を乙に委託し、乙はこれを受託します。
2. 甲及び乙は、委託業務の遂行には甲乙双方の共同作業及び分担作業が必要とされることを認識し、互いに役割分担に従い分担作業を誠実に実施するとともに、相手方の分担作業の実施に対して誠意をもって協力します。

第2条 (定 義)

本契約で用いる用語の意義は、次の通りとします。

- (1) 「システム仕様書」とは、本件ソフトウェアを開発する上で必要となるシステムの目的、機能及び制限事項、技術的実現方法、運用上の制約事項などの事項が記述された書類をいいます。
- (2) 「本件ソフトウェア」とは、個別契約に基づき開発されるソフトウェアであって、プログラム・コンテンツ・データベース類、その他これに付随する操作マニュアルなどの書類を合せ総称していいます。
- (3) 「本件プログラム」とは、本件ソフトウェアのうちプログラム部分 (第三者ソフトを除く。) であって、コンテンツ及びデータベースを含めていいます。
- (4) 「ドキュメント」とは、本件ソフトウェアのうち本件プログラム及び第三者ソフトを除いた書類をいいます。
- (5) 「中間成果物」とは、本件ソフトウェアの開発過程で生成される全てのものをいいます。
- (6) 「第三者ソフト」とは、第三者が権利を有するソフトウェアであって、本件ソフトウェアの開発に利用するためライセンスを受けるものをいいます。
- (7) 「フリーソフト」とは、第三者ソフトのうち本件ソフトウェアの開発に利用するため無償で入手するソフトウェアをいいます。
- (8) 「作業完了報告書」とは、乙が甲に対して、委託されたコンピュータ・ソフトウェアの技術支援作業の完了を通知する書類をいいます。
- (9) 「作業完了確認書」とは、乙から提出された作業完了報告書を受けて、甲が委託したコンピュータ・ソフトウェアの技術支援作業の内容を確認し確認完了を通知する書類をいいます。
- (10) 「個別契約書」とは、本契約に基づきコンピュータ・ソフトウェアの開発もしくは技術支援作業を甲が乙に委託する際に使用される具体的な委託内容を記載した契約書をいい、基本契約書に優先するものとします。なお、原則として個別契約書は添付の別紙 1 または別紙 2-1、2-2 の雛形を使用するものとします。また、個別契約書は、本定義に実質的に合致する限り、発注書・発注請書等、その名称を問わないものとします。

第3条 (委託業務の内容)

- (1) 委託業務のうちコンピュータ・ソフトウェアの開発に関するものは、本件ソフトウェアを設計・製造し、テストを行い所定の動作環境下で本件プログラムが稼働可能な状態にするまでの作業とします。
- (2) 委託業務のうちコンピュータ・ソフトウェアの技術支援作業に関するものは、コンピュータ・ソフトウェアのシステムへの導入、システム構築コンサルティング、システム運用業務、コンピュータ・ソフトウェアの使用方法に関する教育等から構成されるものとします。

第4条（甲の役割分担）

委託業務の遂行に当たり、甲は、本契約の各条項の定めに従い、次の各号に定める役割を分担するものとします。

- (1) ソフトウェア作成業務における中間成果物の確認並びに乙によるデータ移行テスト、本件プログラム納品への協力
- (2) 乙によるソフトウェアのシステムへの導入、システム構築コンサルティング、ソフトウェアの使用方法に関する教育への協力
- (3) その他、本契約の他の条項で定める事項及び乙が要請した作業への協力

第5条（納品物、作業完了報告書）

1. 納品物、作業完了報告書は、個別契約書記載の通りとします。
2. 納品物の納品の際に、乙は甲に対して納品物と共に納品書を交付し、甲は乙に対して受領書を交付します。技術支援作業完了の際に、乙は甲に対して作業完了報告書を交付し、甲は乙に対して作業完了確認書を交付します。
3. 納品物を納品した後の危険負担は甲が負うものとします。

第6条（対価の支払時期及び支払方法）

1. 甲は、個別契約書記載の委託業務の対価（以下「対価」といいます）を、個別契約書記載の支払期日に、現金一括にて乙の指定する銀行口座に振込むものとします。支払期日は、原則として納品書記載の受領日から60日以内とします。
2. 前項の消費税等相当額及び振込手数料は甲の負担とします。

第7条（作業期間及び納品期限）

1. 委託業務の作業期間および納品期限は、個別契約書記載のとおりとします。
2. 乙は、委託業務が個別契約書記載の期間内に終了できないと判断した場合、または、納品期限通りに納品物を納品できないと判断した場合は、甲にその旨を申入れ、本契約に定める手続に従って本契約又は個別契約書を変更することができるものとします。なお、乙の責によらない事由により、当該委託業務の作業期間または当該納品期限の変更が必要になった場合、あるいは、個別契約書記載の金額が不相当となった場合も同様とします。

第2章 委託業務の推進体制

第8条（業務従事者）

1. 乙は、労働法規その他関係法令に基づき、委託業務に従事する乙の従業員（以下「業務従事者」といいます）に対する雇用主としての一切の義務を負うものとし、業務従事者に対する委託業務遂行に関する指示、労務管理、安全衛生管理等に関する一切の指揮命令を行うものとします。
2. 乙は、委託業務遂行上、業務従事者が甲の事務所等に立ち入る場合、甲の防犯、秩序維持等に関する諸規則を当該業務従事者に遵守させるものとします。

第9条（委託業務の責任者）

1. 甲及び乙は、本契約締結後すみやかに、委託業務を円滑に遂行するため、それぞれ委託業務の責任者1名を選任し、個別契約書に記載します。なお、責任者の変更を行った場合は書面により速やかに相手方に通知します。
2. 甲及び乙は、本契約に定めた事項のほか、委託業務遂行に関する相手方からの要請、指示等の受理及び相手方への依頼、その他日常的な相手方との連絡、確認等は責任者を通じて行うものとします。
3. 甲は、業務従事者に対する指揮命令、勤怠管理を行ってはならず、委託業務遂行に関する要請、指示は、前項記載のとおり乙の責任者を通じて行うものとします。

第10条（責任者の権限および責任）

甲の責任者は、次の各号に定める権限及び責任を有するものとします。

- (1) 委託業務の実施に際し、乙から要請された事項の対応に関する権限及び責任
- (2) 中間成果物のユーザ確認に関する権限及び責任
- (3) プログラムの検収書を作成交付する権限及び責任
- (4) 作業完了確認書を作成交付する権限及び責任

(5) その他委託業務の遂行に必要な権限及び責任

第3章 委託業務

第11条 (ソフトウェア作成業務の実施)

1. 乙は、システム仕様書に基づきソフトウェア作成業務を実施します。
2. ソフトウェア作成業務の実施に際し、乙は甲に対して必要な協力を要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合にはすみやかにこれに応ずるものとし、

第12条 (再委託)

乙は委託業務の全部または一部を乙の責任において第三者に再委託することができます。この場合、乙は甲に対し、再委託先の行為について全責任を負うものとし、

第13条 (納品物の納品)

1. 乙は甲に対し、個別契約書記載の納品期限までに納品物を納品します。但し、納品物のうち開発したプログラムについては、所定の動作環境下において稼働可能な状態にすることをもちて納品とするものとし、
2. 前項但書所定のプログラムの納品に際し、甲は乙から協力を要請された場合にはすみやかにこれに応ずるものとし、

第14条 (本件ソフトウェアの検収)

1. 甲は、乙より納品された本件ソフトウェアについて、納品を受けた日から個別契約書記載の検収期間（以下「検収期間」といいます）に、システム仕様書との整合性を確認しなければならないものとし、本件ソフトウェアがシステム仕様書と適合する場合、甲の責任者は検収書に記名捺印し、乙に交付します。同検収により適合しない場合、甲は乙に対しその旨を直ちに通知し、補正を求めるものとし、
2. 検収書が交付されない場合であっても、検収期間内に甲から書面による異議の申出がない場合は、検収期間の満了をもって検収に合格したものとします。
3. 前二項の検収合格をもって、本件ソフトウェアの検収完了とします。

第15条 (技術支援作業の確認)

1. 乙は甲に対して、技術支援作業が完了後速やかに作業完了報告書を提出するものとし、甲は、作業完了報告書に基づき個別契約書記載の作業が完了しているかを確認し、技術支援作業が適切に完了していると甲が承認した場合、甲の責任者は作業完了確認書に記名捺印し、乙に交付します。技術支援作業が適切に完了していないと甲が判断した場合、甲は乙に対しその旨を直ちに通知し、補正を求めるものとし、なお、作業完了確認書の提出または補正の要請は、確認期間内に行う必要があります。
2. 作業完了確認書が交付されない場合であっても、確認期間内に甲から書面による異議の申出がない場合は、確認期間の満了をもって確認に合格したものとします。
3. 前二項の確認合格をもって、技術支援作業の確認完了とします。

第4章 資料及び情報の取扱い

第16条 (資料等の提供及び返還)

1. 乙から甲に対し委託業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、甲乙協議の上、甲は乙に対し、無償でこれらの提供を行います。
2. 委託業務遂行上、甲の事務所等で乙が作業を実施する必要がある場合、甲は当該作業実施場所（当該作業実施場所における必要な機器、設備等作業環境を含む）を無償で乙に提供するものとし、
3. 甲が前各項により乙に提供する資料等又は作業実施場所につき、内容等の誤り又は甲の提供遅延によって生じた乙の委託業務の履行遅滞、納品物の瑕疵等の結果については、乙はその責を免れるものとし、
4. 甲から提供を受けた資料等（次条第1項による複製物及び改変物を含む）が委託業務遂行上不要となった場合は、乙は遅滞なくこれらを甲に返還又は甲の指示に従った処置を行うものとし、

5. 甲及び乙は、前各項における資料等の提供、返還その他処置等について、それぞれ第9条に定める責任者間で書面をもってこれを行うものとします。

第17条（資料等の管理）

1. 乙は甲から提供された委託業務に関する資料等を委託業務遂行上必要な範囲内で複製又は改変できます。
2. 乙は甲から提供された委託業務に関する資料等を善良なる管理者の注意をもって管理、保管し、かつ、委託業務以外の用途に使用しないものとします。

第18条（秘密情報の取扱い）

1. （秘密情報の定義）下記のいずれかの条件に該当するものを秘密情報とします。
 - ①書面上秘密である旨を明示して相手方に開示された情報
 - ②記録媒体もしくは電子データ上で秘密である旨を明示して相手方に開示された情報
 - ③口頭で秘密である旨を明示して開示された情報のうち、口頭による開示の時から10日以内に書面上秘密である旨を明示して相手方に送付された情報
2. （秘密情報からの除外）前項に拘わらず、下記のいずれかの条件に該当する場合は秘密情報と看做さないものとします。
 - ①被開示者が秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - ②被開示者が第三者から正当に入手した情報
 - ③被開示者が独自に開発した情報
 - ④既に公知となった情報
3. （秘密情報の利用制限）
 - (1)甲および乙は、相手方から開示を受けた秘密情報について、目的遂行以外の目的で秘密情報を利用、複製、持ち出し（社外への電子メールによる送信を含む）を行わないものとします。
 - (2)甲および乙は、相手方から開示を受けた秘密情報について、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示しないものとします。
 - (3)甲または乙が、それぞれ過半数の株式を保持しもしくは保持される関係にある会社（以下「グループ会社」といいます）は、前号の第三者に該当せず、目的遂行の範囲内において、秘密情報を開示し利用させることができるものとします。ただし、甲または乙が、グループ会社との間において、本条と同等以上に厳格な秘密保持契約を締結していることを条件とします。
4. （善管注意義務）甲および乙は、相手方から受領した秘密情報を、善良なる管理者としての注意義務をもって適切に管理するものとします。
5. （従業員等に対する監督）甲および乙は、それぞれの従業員・退職者・派遣社員・常駐する協力会社の社員（以下併せて「従業員等」といいます）に対して本条に定めた秘密保持義務を遵守するよう適切に教育・指導・管理・監督するものとします。
6. （第三者の秘密保持義務）甲および乙は、本条第3項(2)に基づき当該秘密情報を第三者に開示する場合は、その第三者に対して本条と同等以上に厳格な秘密保持義務を負わせるものとします。
7. （秘密情報を含む物件の貸出および返却）
 - (1)甲又は乙は、相手方より秘密情報を含む物件の貸出しを受けた場合には、相手方に対し、当該貸出を実際に受けた従業員等の氏名による預り書を発行するものとします。
 - (2)貸出しを受けた当事者は、預り書記載の預り期間終了後、速やかに預った物件を相手方に返却すると共に、秘密情報の複製（書類、記録媒体、電子メール、コンピュータ上のデータ等）がある場合は、これを全て廃棄し、当該貸出しを実際に受けた従業員等の氏名による廃棄証明書を相手方に対して提出するものとします。
8. （事業所の監査）甲および乙は、相手方の秘密情報の利用状況あるいは管理監督状況を調査するために、事前に相手方の承諾を得たうえで、相手方の業務に支障をきたさないように配慮して、相手方の事業所内に立ち入り監査することができるものとします。この場合、相手方は正当な理由なくかかる申し出を拒むことができないものとします。
9. （損害賠償）甲および乙は、本条の違反により、相手方が現実に被った損害を賠償するものとします。なお、詳細、具体的な方法については、別途協議するものとします。
10. （契約終了後の措置）本契約終了に伴い相手方より受領した秘密情報は全て破棄するものとします。なお、秘密情報を含む物件の貸出については本条第7項(2)に従うものとします。
 11. （余後効）本条に定めた秘密保持義務は本契約終了後も3年間は無効に存続するものとします。
 12. （個人情報）秘密情報のうち個人情報に該当する情報については、次条の規定が本条に

優先して適用されるものとします。

第19条(個人情報保護)

1. 甲および乙は、相手方から個人を特定する情報（以下「個人情報」といいます）を受領した場合には、その個人情報の取り扱いと利用について個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、『個人情報保護マネジメントシステム—要求事項(JIS Q 15001:2006)』の規範に準拠した厳重な管理を行ない、個人情報に対する不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏洩等の危険に対し、合理的な安全対策を講じなければならないものとします。
2. 個人情報の漏洩等により個人情報の主体(本人)に経済的、精神的損害を与えた場合は、その個人情報の漏洩等を行った甲または乙が責任をもって対処するものとします。
3. 甲または乙は、個人情報の主体(本人)に前項の損害が生じ、もしくは、その恐れがあることを認識した場合は、直ちに相互に連絡を取り合い協力して対処するものとします。

第5章 納品物の権利帰属

第20条(納品物の所有権)

乙が甲に納品する納品物の所有権は、甲より乙へ対価が完済された場合に、乙から甲へ移転します。

第21条(納品物の著作権)

1. 納品物に含まれる著作物の著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む）は、甲から乙に対価が完済されたときに乙より甲に移転するものとします。
2. 前項に拘わらず、成果物に含まれる以下の著作権は乙に留保されるものとします。
 - (1) 納品物に含まれる文書（マニュアル等）
 - (2) ソフトウェアにおいて当該プログラムに結合され又は組み込まれたもので乙が従前から有していたプログラム（コンテンツ及びデータベースを含む。）
 - (3) ソフトウェアにおいて乙が委託業務の実施中に新たに作成し、乙が汎用的に利用するプログラム（コンテンツ及びデータベースを含む。）
3. 本条第1項に拘わらず、成果物に第三者が著作権を有するオープンソースが含まれる場合は、その著作権は当該第三者に留保され、甲は当該第三者が定める使用許諾条件に従うものとします。
4. 甲は、乙に留保された著作物を自己の社内業務遂行目的に必要な範囲内において使用することができ、また、著作権法第47条の3の規定に基づき複製・翻案することができます。
5. 甲は、納品物の逆アセンブル、逆コンパイル、その他のリバースエンジニアリング、改変を行わないものとします。

第22条(著作権以外の知的財産権の取扱い)

1. 委託業務遂行の過程で生じた発明その他の知的財産又はノウハウ等（以下、あわせて「発明等」といいます）の創出が甲又は乙のいずれか一方のみによって行われた場合、当該発明等に関する特許権その他の知的財産権（特許その他の知的財産権を受ける権利を含む）、ノウハウ等に関する権利（以下、特許権その他の知的財産権、ノウハウ等に関する権利を総称して「特許権等」といいます）は、当該発明等を行った者が属する当事者に帰属します。この場合、甲又は乙は、当該発明等を行った者との間で特許法第35条等に基づく特許権等の承継その他必要な措置を講ずるものとします。
2. 乙が従前から有していた特許権等を本件ソフトウェアに利用した場合又は前項により乙に帰属する特許権等が本件ソフトウェアに利用された場合、甲は、本契約に基づき本件ソフトウェアを自己利用するために必要な範囲で、当該特許権等を実施又は利用することができます。
3. 委託業務遂行の過程で生じた発明等が甲及び乙に属する者の共同で行われた場合、当該発明等についての特許権等は甲乙の共有（持分均等）とします。この場合、甲及び乙は、それぞれに属する当該発明等を行った者との間で特許権等の承継その他必要な措置を講ずるものとします。
4. 甲及び乙は、前項の共同発明等に係る特許権等について、それぞれ相手方の同意等を要することなく、これらを自ら実施又は利用することができます。但し、これを第三者に

実施又は利用を許諾する場合、持分を譲渡する場合及び質権の目的とする場合は、相手方の事前の書面による同意を要するものとします。この場合、相手方と協議の上、実施又は利用の許諾条件、譲渡条件等を決定するものとします。

第6章 保証及び責任

第23条（保証及び責任の範囲）

1. 納品物の甲による利用が第三者の特許権・著作権その他の権利を侵害したという理由で甲が第三者から請求を受けた場合、甲の納品物の利用が本契約に違反しておらず、甲が直ちに乙にその旨を通知し、紛争解決の実質的権限を乙に与えるとともに乙に必要な援助を行い、以後の処理を全面的に乙に任せた場合、乙は個別契約書記載の対価を限度として、甲の損害賠償額又はこれに相当する合理的費用を甲に支払います。但し、甲の責に帰する場合はこの限りではありません。
2. 本件プログラムまたは委託業務作業の検収または確認後、瑕疵が発見された場合、甲及び乙はその原因について協議・調査を行うものとします。協議・調査の結果、当該瑕疵が乙の責に帰すべきものであると認められた場合、乙は無償で補修・追完を行うものとし、乙の責に帰すべきものでないと認められた場合には、甲は協議・調査によって乙に生じた費用を乙に支払うものとします。但し、本項による乙の責任は本件プログラムの検収完了日から1年以内あるいは委託業務作業の確認完了日から3ヶ月以内に請求があった場合に限るものとします。
3. 本契約に関する乙の損害賠償その他の保証及び責任は、本契約の損害賠償条項及び前各項に定めた範囲のものに限られます。

第24条（セキュリティ）

乙が納品した本件プログラムにセキュリティ対策を実施する必要がある場合、甲及び乙は、その対策につき、協議の上その対応を取り決めるものとします。この場合の費用は、甲の負担とします。

第7章 本契約内容の変更

第25条（システム仕様書の変更）

1. システム仕様書に基づき乙がソフトウェア作成作業開始後、甲がシステム仕様書の内容を変更しようとする場合は、事前に乙に対しその旨を記載して書面をもって申入れ、乙と協議するものとします。この変更が委託業務遂行に重大な支障をきたす等の理由により協議が調わない場合、乙は本契約及び／又は個別契約を解約し、これまでに要した費用の償還を甲に求めることができるものとします。
2. 乙は、前項によるシステム仕様書の変更が個別契約書記載の対価または作業期間に影響を及ぼす場合は、次条に定める手続に従って本契約を変更することができます。

第26条（本契約の内容の一部変更）

本契約及び／又は個別契約の内容の一部変更は、当該変更内容につき事前に甲乙協議の上、別途、変更契約を締結することによってのみこれを行うことができます。

第8章 一般条項

第27条（権利義務譲渡の禁止）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による同意なくして、本契約の地位を第三者に承継させ、あるいは本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し若しくは引き受けさせ又は担保に供してはならないものとします。

第28条（解除）

1. 甲又は乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約及び／又は個別契約の全部又は一部を解除することができます。

- (1) 重大な過失又は背信行為があった場合
 - (2) 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (4) 公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (5) その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
2. 甲又は乙は、相手方に債務不履行があり、相当期間を定めてなした催告後も是正されない場合は、本契約及び／又は個別契約の全部又は一部を解除することができます。
 3. 甲又は乙は、前各項により相手方より本契約及び／又は個別契約の全部又は一部が解除された場合は、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければならないものとします。

第29条 (損害賠償)

1. 甲又は乙は、本契約の履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、相手方に対して個別契約書記載の対価の限度内で損害賠償を請求することができます。
2. 前項の損害賠償請求は、本件プログラムの検収完了日から1年以内あるいは委託業務作業の確認完了日から3ヶ月以内に行う必要があります。
3. 甲又は乙の本契約の履行に関する損害賠償の累計総額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、個別契約書記載の対価を限度とします。

第30条 (輸出関連法令の遵守)

甲は、乙から納品された納品物を輸出する場合には、日本国及び関連諸外国の外国為替及び外国貿易法その他輸出関連法令を遵守し、所定の手続きをとるものとします。

第31条 (協議)

本契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い甲乙協議し、円満に解決を図るものとします。

第32条 (合意管轄)

本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとします。

20 年 月 日

甲

乙

委託料
に応じ
た印紙

業務委託に関する個別契約書

契約 No. _____

_____ (以下「甲」といいます) と _____ (以下「乙」といいます) とは、甲乙間で 20 年 月 日に締結した業務委託基本契約書No. _____ に基づき下記のとおり個別契約を締結いたします。

1. 業務名 (甲のソフトウェアの開発業務) または (甲のシステムの技術支援作業)
2. 業務内容
3. 作業期間 20 年 月 日から 20 年 月 日まで
4. 納品物
5. 納品期限 20 年 月 日
6. 納品場所
7. (検収期間) または (確認期間) 納品日より 日間
8. 保証期間 (本件プログラムの検収完了日から 1 年以内) または (委託業務作業の確認完了日から 3 ヶ月以内)
9. 対 価 金 _____ 円 (別途、消費税加算) (現金一括にて指定口座へ振込)
10. 支払期限 20 年 月 日
11. 発注者側 責任者氏名
12. 受注者側 責任者氏名
(受注者の社員に対する指揮命令・勤怠管理責任者)
13. 特記事項:
20 年 月 日

甲

乙

本別紙はサンプルです。実際に委託案件が生じ際に、本基本契約とは別に本様式に従った個別契約書をご提出ください。

印紙
不要

業務委託に関する発注書

発注 No. _____
発注日 20 年 月 日

受注者：
_____ 御中

発注者：
(住所)
(社名)
(役職・氏名)

_____ (以下「甲」といいます) は _____ (以下「乙」といいます) に対して、甲乙間で 20 年 月 日に締結した業務委託基本契約書No. _____ に基づき下記のとおり業務を委託します。

- 1. 業務名 (甲のソフトウェアの開発業務) または (甲のシステムの技術支援作業)
- 2. 業務内容
- 3. 作業期間 20 年 月 日から 20 年 月 日まで
- 4. 納品物
- 5. 納品期限 20 年 月 日
- 6. 納品場所
- 7. (検収期間) または (確認期間) 納品日より 日間
- 8. 保証期間 (本件プログラムの検収完了日から 1 年以内) または (委託業務作業の確認完了日から 3 ヶ月以内)
- 9. 対 価 金 _____ 円 (別途、消費税加算) (現金一括にて指定口座へ振込)
- 10. 支払期限 20 年 月 日
- 11. 発注者側 責任者氏名
- 12. 受注者側 責任者氏名
(受注者の社員に対する指揮命令・勤怠管理責任者)
- 13. 特記

以上

本別紙はサンプルです。実際に委託案件が生じ際に、本基本契約とは別に本様式に従った発注書をご提出ください。

委託料
に応じ
た印紙

業務委託に関する発注請書

受注 No. _____
受注日 20 年 月 日

発注者：
_____ 御中

受注者：
(住所)
(社名)
(役職・氏名)

_____ (以下「乙」といいます) は _____ (以下「甲」といいます) に対して、甲乙間で 20 年 月 日に締結した業務委託基本契約書 No. _____ に基づき発注した委託業務を下記のとおり受注します。

1. 業務名 (甲のソフトウェアの開発業務) または (甲のシステムの技術支援作業)
2. 業務内容
3. 作業期間 20 年 月 日から 20 年 月 日まで
4. 納品物
5. 納品期限 20 年 月 日
6. 納品場所
7. (検収期間) または (確認期間) 納品日より 日間
8. 保証期間 (本件プログラムの検収完了日から 1 年以内) または (委託業務作業の確認完了日から 3 ヶ月以内)
9. 対 価 金 _____ 円 (別途、消費税加算) (現金一括にて指定口座へ振込)
10. 支払期限 20 年 月 日
11. 発注者側 責任者氏名 _____
12. 受注者側 責任者氏名 _____
(受注者の社員に対する指揮命令・勤怠管理責任者)
13. 特記 _____

以上

本別紙はサンプルです。実際に委託案件が生じ際に、本基本契約とは別に本様式に従った発注請書をご提出ください。